

**令和8年度県補助事業 共創型実証フィールド創出事業企画運營業務委託
公募型プロポーザル 実施（募集）要領**

1 事業の趣旨・目的

裾野市では、人口減少や高齢化、地域産業の担い手不足といった構造的な課題が進行しており、地域の持続可能性が大きな課題となっている。こうした状況を踏まえ、本市ではスタートアップなどの企業等が有する先進的な技術・アイデアを地域に取り込み、多様な主体が連携・共創することで、地域課題の解決と新たな価値創出を図る取組を推進している。

本業務は、市内に存在する社会課題や地域課題、現場に根ざした個別課題等を幅広く収集・整理し、それらの解決に資するスタートアップ等との実証事業を企画・運営するものである。課題抽出から実証事業者の公募・選定、実証実施に向けた伴走支援、成果検証・報告までを一体的に行うことで、共創による課題解決の実効性を高めることを目的とする。

あわせて、本事業を通じて、市内事業者や市民等の多様な主体の参画を促し、共創に対する理解と機運を醸成するとともに、実証後の継続・展開を見据えた持続的な地域活性化につなげることを目指す。

2 業務概要

- (1) **業 務 名** 令和8年度県補助事業
共創型実証フィールド創出事業企画運營業務委託
- (2) **業 務 内 容** 別紙「企画提案基本仕様書」のとおり
- (3) **契 約 期 間** 委託契約締結日から令和9年2月26日（金）まで
- (4) **契 約 上 限 額** 5,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 裾野市の入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
ただし、資格者名簿に未登録の者に対しては、必要書類の提出による審査を行い、適当と認められるときは、プロポーザルに参加することができる。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 公告日又は指名通知日から契約締結日までにおいて裾野市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱（平成28年告示第70号）及び静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱（平成元年8月29日付け管第324号）に基づく指名停止を受けていないこと。

- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 6 4 条の規定による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。
- (5) 破壊活動防止法（昭和 27 年法律第 240 号）の適用となる団体でないこと。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制の下にある団体でないこと。

4 参加手続

(1) 担当部署及び問合せ先

〒410-1192 裾野市佐野 1059

裾野市役所 市長戦略部産業・イノベーション推進課

電話：055-995-1842 メール：sangyo@city.susono.shizuoka.jp

(2) 実施（募集）要領等の配布

ア 配布期間 令和 8 年 5 月 1 日（金）から令和 8 年 5 月 22 日（金）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで）

イ 配布場所及び受付場所

裾野市公式ウェブサイトよりダウンロード。

(<https://www.city.susono.shizuoka.jp/soshiki/3/syougai/kyousou.html>)

(3) 参加表明書の提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出期限 令和 8 年 5 月 22 日（金）まで

※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

イ 提出場所 (1)に同じ。

ウ 提出方法 持参、郵送又はメール提出。

(4) 企画提案書の提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出期限 令和 8 年 5 月 22 日（金）まで

※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

イ 提出場所 (1)に同じ。

ウ 提出方法 持参、郵送又はメール提出。

5 質疑・回答

- (1) 受付期間 令和8年5月1日(金)から令和8年5月15日(金)
午後5時必着
- (2) 質疑方法 持参、郵便又は電子メールにより、4の(1)記載の部署に提出すること。
- (3) 質疑様式等 様式任意。ただし、次の点に留意して記載すること。
 - ア 件名は「(業務名)に関する質問」とすること。
 - イ 質問者の会社名、部署名、氏名、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレスを記載すること。
- (4) 回答日時 令和8年5月19日(火) 午前9時頃
- (5) 回答方法 裾野市公式ウェブサイトにて掲示し、個別には回答しない。
(<https://www.city.susono.shizuoka.jp/soshiki/3/syougai/kyousou.html>)

6 応募書類

(1) 提出書類

- ア 参加表明書(様式1)
- イ 企画提案書(様式2)
- ウ 参考見積書(様式3)
- エ 共同企業体で参加の場合
 - ㊦ 共同企業体届出書兼委任状(様式4)
 - ㊧ 共同企業体協定書
- オ 入札参加資格者名簿に登載されていない場合
 - ㊦ 登記簿謄本
 - ㊧ 財務諸表(直前の事業年度の「貸借対照表」「損益計算書」「株主資本等変動計算書」)
 - ㊨ 仕様印鑑届(様式5)
 - ㊩ 納税証明書その3の3
 - ㊪ 裾野市税について滞納がないことの証明(裾野市に事業所がある者のみ)
- カ 提案事業者が任意団体の場合は団体の規約及び役員一覧

(2) 企画提案書の作成方法

企画提案基本仕様書のとおり。ただし、真に必要な場合を除き、個人の情報や、これらを類推できるような事項を記載しないこと。

(3) 提出された応募書類の取扱い

- ア 提出された企画提案書等は、本プロポーザル手続きにおける契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。ただし、公文書開示請求があった場合は、裾野市情報公開条例(平成28年裾野市条例第8号)に基づき取り扱うこととし、本プロポーザル手続きにおける公開対象文書及び公開基準は別紙「情報公開基準」とおりとする。

- イ 提出のあった企画提案書等は、評価を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。
- ウ 提出された応募書類は返却しない。
- エ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。
- オ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負う。

7 評価方法等

(1) 評価基準

別紙「評価基準」のとおり

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの日時

ア 日時 令和8年5月29日（金）

イ 場所 裾野市役所地下会議室

ウ 留意事項

- ・プレゼンテーション 20 分程度、質疑応答 10 分程度、対面形式で実施する。
- ・ヒアリングに用いる資料は、事前に提出された企画提案書のみとする。
- ・ヒアリングを欠席した者は、企画提案（プロポーザル）を辞退したものとみなす。
- ・実施の順番、集合時間及び待機室等は、参加表明者に対して別途通知する。

(3) 評価方法

企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリングについて、別紙「評価基準」に基づいて、評価する。

(4) 候補者の選定方法

失格者を除いた者のうち、(3)の評価点が最も高い者を、契約の相手方となる候補者として選定する。ただし、総合点が90点未満の場合は、候補者として選定しない。

(5) 失格事項

次に掲げる場合に該当する者は、失格とする。

ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

エ 参考見積書の金額が、契約上限金額を超えているとき。

8 選定結果の通知・公表

候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、選定結果通知とともに、下記項目について裾野市公式ウェブサイトにおいて公表する。

- (1) 契約の相手方となる候補者の名称及び総合点
- (2) (1)以外の参加者の名称及び総合点

9 契約手続

- (1) 契約の相手方となる候補者として選定された者と裾野市との間で、業務内容、経費等について調整を行った上で、協議が整った場合に、契約を締結する。
- (2) 受託者は契約代金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約にあわせ納付しなければならない。ただし、裾野市契約規則第30条第2項各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を免除することができる。
- (3) 契約代金額の支払は、精算払とする。
- (4) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届（様式6）を提出すること。この場合において、次順位者を契約の相手方となる候補者とする。

10 留意事項

- (1) 参加表明書等の提出後に辞退する場合は、書面により届出ること。
- (2) 企画提案書等の提出は1者につき1件とする。
- (3) 参加表明書等の提出後は企画提案書及び参考見積書の差替、訂正、再提出は認めない。ただし、裾野市からの指示によるものはこの限りでない。
- (4) 参加表明書等の提出後に裾野市が必要と認める場合には、追加書類の提出を求めることがある。
- (5) 提出書類の作成、提出、プレゼンテーション及びヒアリング等に要する費用は、参加表明者の負担とする。
- (6) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、企画提案基本仕様書に特別の定めがある場合を除き、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
- (7) 参加表明者が1者の場合は、本プロポーザル手続を中止することがある。

(別紙)

【情報公開基準】

対象文書名	契約締結前	契約締結後	
		契約者に 係るもの	非契約者に 係るもの
提案事業者名	×	○	○
参加表明書	×	△	△
企画提案書	×	△	×
受注体制文書	×	△	×
参考見積書	×	△	×
その他提出書類	×	△	×
採点表（評価結果）	×	△	△
企画提案基本仕様書、実施（募集）要領		○	
評価基準・配点		○	
選定委員名簿	×	○	

凡例 ○：開示 △：部分開示 ×：非開示

（注1）「△：部分開示」とは、裾野市情報公開条例（以下、「市条例」という。）第7条に規定する不開示情報を除く開示をいう。

（注2）契約締結前は、市条例第7条第5号の市の内部における審議、検討又は協議に関する情報に該当するため、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるものは不開示とする。

（注3）辞退者に係る情報は含まない。

(別紙)【評価基準】

評価項目	評価事項	評価の着目点	配点※ ²
全体の評価	提案内容の 的確性	基本仕様書を的確に踏まえ、 明確かつ具体的に提案されているか。	10
		事業を効果的・効率的に実施するための 提案がされているか。	10
	提案内容の 実現性	実施方法等が具体的で実現可能か。	10
	事業への 理解・知識	事業内容及び目的に関する理解・知識が 十分にあるか。	10
提案項目① 本事業の 目的を踏ま えた全体 企画・構想 の適切性	事業主旨・目的の 理解度	本事業の背景や目的（共創による地域課題解決、 新たな価値創出、継続展開）を適切に理解した提案とな っているか。	15
	全体構成の 論理性・一体性	課題収集から実証事業の実施、成果検証・報告までの流 れが整理され、業務全体が一体的に構成されているか。	15
	地域特性を 踏まえた企画の 妥当性	裾野市の地域特性や現場の実情を踏まえ、実現性及び効 果が期待できる企画内容となっているか。	15
提案項目② 実証事業の 運営及び 伴走支援 内容の 具体性・ 実効性	伴走支援内容の 具体性	課題提供者と実証企業に対する調整・支援の 方法が具体的かつ実効性のあるものとして 示されているか。	5
	実証事業の 円滑な実施に 向けた工夫	実証事業を円滑に進めるための体制、進行管理、リス クへの配慮等が適切に提案されているか。	5
	成果活用・波及効 果への視点	実証成果の検証方法が明確であり、実証後の 継続・展開や共創の機運醸成につながる視点が 盛り込まれているか。	5
業務実施 体制	業務実施方針	業務を確実かつ円滑に遂行できる体制が整って おり、役割分担や責任の所在が明確な実施方針となっ ているか。	10
	業務工程計画	業務完了までの工程が明確で無理がないか。	5
	個人情報の管理	個人情報の取扱いについて、法令等を踏まえた適切な管 理方針と体制が整備され、漏洩防止等の安全管理措置が 十分に講じられているか。	5
業務実績		対象業務と同種・類似業務の実績があるか。	10
価格点※ ¹		提案内容と整合性がとれているか。	10
審査		質疑に対する受け答えは的確であったか。	10
合 計			150

配点基準	配点		
5段階	15点	10点	5点
優れている	15点	10点	5点
やや優れている	12点	8点	4点
標準	9点	6点	3点
やや劣っている	6点	4点	2点
劣っている	3点	2点	1点

各評価内容は、一例を示しているため、案件ごとの内容に応じて、適宜、評価委員会において評価内容や配点等を決定する。また、評価は5段階を基本とする。

※1 価格点を評価項目に加えるときは、過度な配点にならないよう留意し、配点基準は、下記の計算方法を採用する場合も想定される。

満点×（参考見積価格のうち最低価格／当該者の参考見積価格）

※2 評価項目の多少により変動するため、配点は必ずしも100点を満点としなくてもよい